

老朽危険家屋除却費（不良住宅対象）助成について

墨田区では、老朽化により危険な状態にある家屋について、所有者による自主的な対応を促すことにより、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的として、当該家屋の除却に係る費用の一部を助成する制度を、平成28年6月1日から開始しました。

1．助成率と助成限度額

助成率

対象建築物の除却工事に要した費用の1 / 2

助成限度額

50万円（無接道敷地に存する不良住宅については、100万円）

無接道敷地とは・・・建築基準法第43条各項のいずれにも該当せず、再建築不可の土地

2．助成対象となる建築物

墨田区内に存する、不良住宅

不良住宅とは.....住宅地区改良法施行規則に掲げる、別表「不良度の測定基準」に基づく判定で、不良度の評点が100点以上であるもの

物件の使用・不使用を問いません。また、築年数等の条件もありません。

3．助成対象者（助成申請者）の条件

個人、または中小企業者（ただし、宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営む者を除く）であること

個人の場合は住民税、法人の場合は法人住民税を滞納していないこと

当該除却対象建築物の所有者（共同所有している場合は、すべての共有者によって合意された代表者）であること

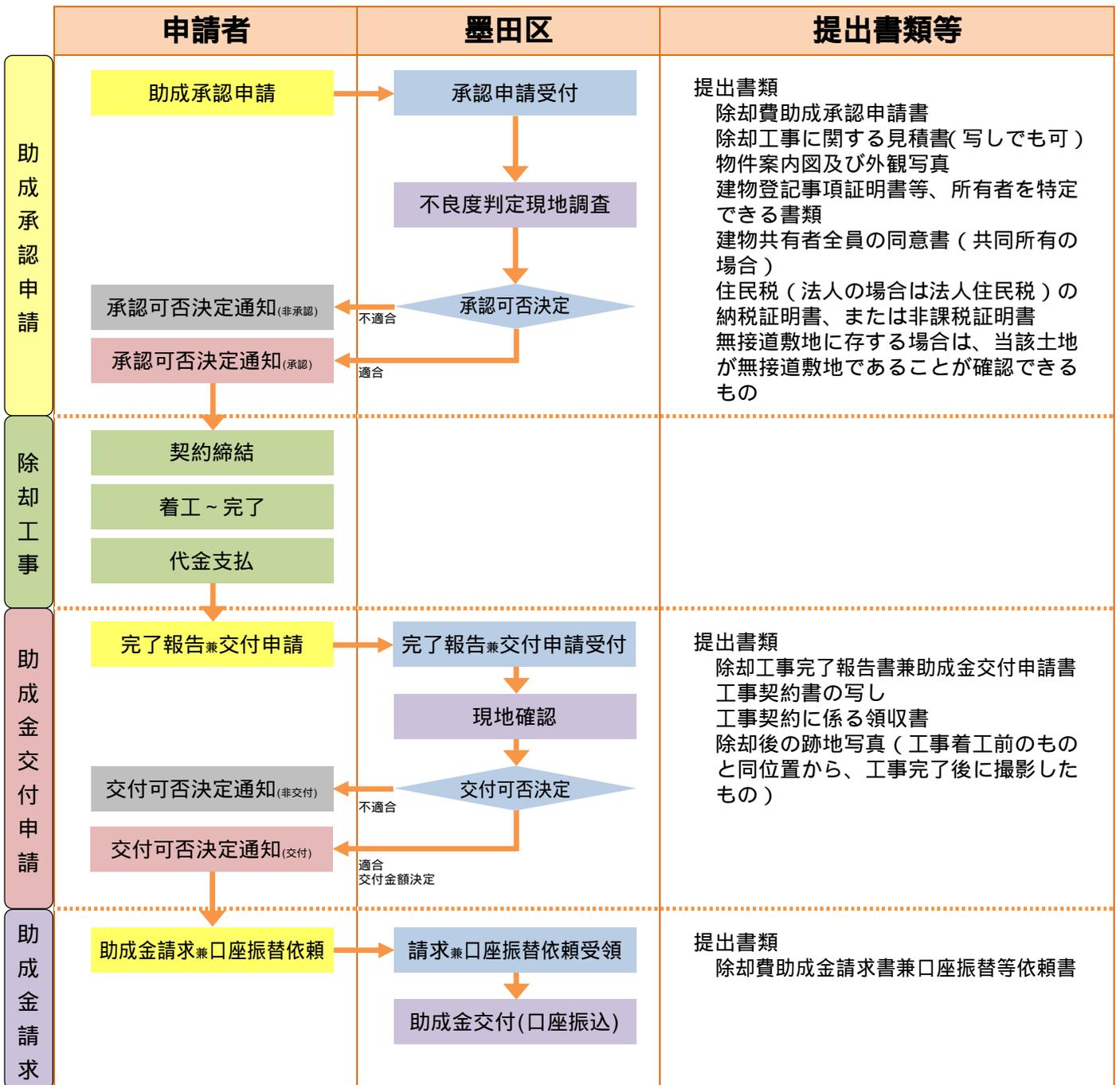
4．助成対象となる工事の条件

当該除却対象建築物の全部を除却（解体）し、更地とすること

助成を受けようとする年度の2月末日までに、工事を完了できること

区の助成承認後に、着工すること（承認前に着工、または完了した工事については、助成対象となりません）

5 . 助成申請手続き



6 . その他の注意事項

物件の不良度を判定するために、区職員、または区が委託した者により、現地調査を行う場合があります。その際には、当該物件の存する敷地内、または当該物件内部への、立ち入りについてご同意願います。